

高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新工事 に係る契約者の選定経緯について

平成27年8月5日

首都高速道路株式会社

目次

1.	工事概要	1
2.	経緯	2
3.	工事説明会の開催	4
4.	公示内容の確認	4
5.	技術提案書等作成説明会の開催	4
6.	質問書の受領・回答	5
7.	競争参加資格確認	5
8.	技術対話	6
9.	技術審査	7
10.	価格等交渉	9
11.	価格等交渉結果の確認	11
12.	契約相手方の決定	12
13.	総合講評	13
14.	個別講評	14
15.	技術評価検討委員会の開催日時及び確認事項	15

1. 工事概要

(1) 発注者

首都高速道路株式会社

(2) 工事名

高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新工事

(3) 工事場所

東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで

(4) 工事内容

本工事は、高速1号羽田線における東品川栈橋及び鮫洲埋立部の更新工事であり、橋梁上部工、橋梁下部工、土工部嵩上げ工、迂回路工、水管橋構造改良工、仮設工等の実施設計、製作及び架設である。

(5) 工事概算数量

下記の実実施設計及び施工

実施設計 設計延長 L=約 1,900m
橋梁上部工 一式
橋梁下部工 一式
土工部嵩上げ工 一式
迂回路工 一式
道路付属物工 一式
水管橋構造改良工 一式
仮設工 一式

施工内容 工事延長 L=約 1,900m
橋梁上部工 一式
橋梁下部工 一式
土工部嵩上げ工 一式
迂回路工 一式
道路付属物工 一式
構造物撤去工 一式
水管橋構造改良工 一式
仮設工 一式

(6) 工期

契約締結日の翌日から平成38年9月30日まで

ただし、工期短縮に係る技術提案があった場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された工期とする。

2. 経緯

(1) 契約相手方の選定方法

本工事は、通行止めを行わず、重交通の供用道路を更新する前例のない工事であり、狭隘な現場条件等、制約が多い中、2020年東京五輪までに交通切り替えを行う必要がある厳しい工程条件である。

厳しい条件下で事業目標を達成するためには、工事のリスクを最小化する必要がある。そのため、多種多様な構造、各社独自の高度で専門的なノウハウ・工法等の中から、最も優れた提案技術の採用が必要であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条に基づき、「技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約する」方式を導入した。首都高速道路(株)においては、当方式を「技術提案審査・価格等交渉方式」という名称とした。

「技術提案審査・価格等交渉方式」は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して、技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係る技術対話を実施し、技術審査において技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に優先交渉権者から工事費内訳書を受け付け、価格交渉を行った後、予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定するものである。予定価格については、技術対話及び価格交渉の結果を踏まえ、設定した。優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行うものである。

なお、「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建設工事)」として官報公告を行い、WTO政府調達協定適用工事として調達を実施した。

(2) 参考額の揭示

技術提案審査・価格等交渉方式では、競争参加者にとっては技術提案の自由度が高い反面、仕様が確定していないことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰で高価格な提案となるおそれがある。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、参考額を設定した。

なお、参考額は工事の規模の目安であり、首都高速道路株式会社の検討案に基づく積算金額である。なお、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

(3) 契約相手方の選定体制

技術提案書の内容の審査・評価及び価格交渉の評価等は、首都高速道路株式会社の技術審査委員会(以下、「技術審査委員会」という。)及び首都高速道路株式会社の契約手続審査委員会(以下、「契約手続審査委員会」という。)にて行った。

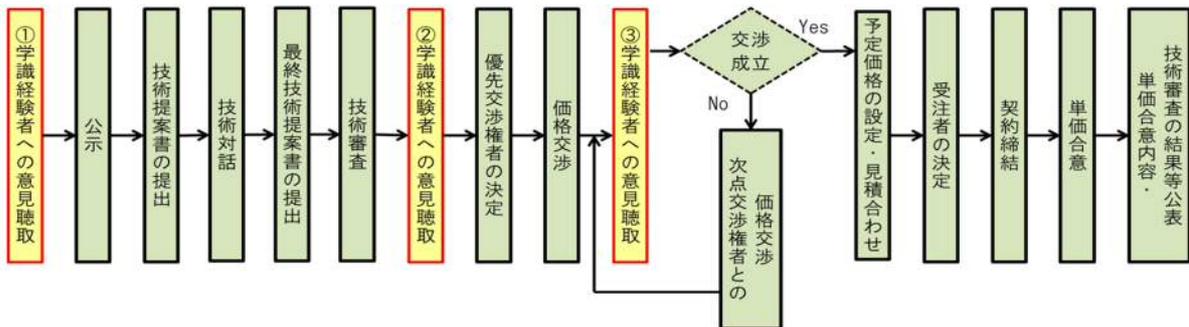
また、中立かつ公正な立場で審査を行うため、学識経験者で構成する「高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事 技術評価検討委員会」(以下、「技術評価検討委員会」という。)を設置した。

技術評価検討委員会は、別表のとおり、各技術分野を専門とする学識経験者4名で構成し、工事内容の確認、契約手続方法の適用性の確認、技術提案内容の確認、技術審査及び技術評価の結果並びに技術評価点順位の妥当性の確認、優先交渉権者との価格交渉内容及び結果の妥当性の確認、価格交渉成立の判断の確認、公表内容の確認等を行った。なお、技術評価検討委員会は非公開とした。

技術評価検討委員会の構成は以下のとおり。

	氏名	所属
委員長	藤野 陽三	横浜国立大学 先端科学高等研究院 上席特別教授
委員 (五十音順)	小澤 一雅	東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授
	中野 正則	一般財団法人 土木研究センター 専務理事
	二羽 淳一郎	東京工業大学大学院 理工学研究科 土木工学専攻 教授

(4) 契約者決定の流れ



(5) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は以下のとおり。

日付	内容
平成26年12月01日	工事説明会（工事条件、契約手続等の案の公表）
平成26年12月10日	技術審査委員会（公示内容確認）
平成26年12月25日	第1回技術評価検討委員会
平成26年12月26日	契約手続審査委員会（公示内容確認）
平成27年01月27日	契約手続開始公示
平成27年01月27日～02月23日	競争参加資格確認申請書の受領
平成27年02月02日	技術提案書等作成説明会開催
平成27年02月03日～02月09日	技術提案書等作成に関する質問書の受領
平成27年02月16日	技術審査委員会（質問回答書内容確認）
平成27年02月17日～04月10日	技術提案書等作成に関する質問回答書の閲覧
平成27年02月26日	技術審査委員会（競争参加資格確認）
平成27年03月02日	契約手続審査委員会（競争参加資格確認）
平成27年03月02日	技術提案書提出要請書通知
平成27年04月13日	技術提案書の受領
平成27年04月17日～04月28日	技術対話
平成27年05月08日	最終技術提案書受領
平成27年05月13日	技術審査委員会（技術審査）
平成27年05月19日	第2回技術評価検討委員会
平成27年05月21日	契約手続審査委員会（優先交渉権者の決定）
平成27年05月22日	優先交渉権者決定通知
平成27年05月26日	工事費内訳書受領
平成27年05月27日～06月30日	価格交渉
平成27年07月08日	技術審査委員会（価格交渉結果確認）

平成27年07月23日	第3回技術評価検討委員会
平成27年07月27日	見積書の提出要請
平成27年07月30日	見積合わせ

3. 工事説明会の開催

(1) 工事説明会開催の概要

本工事の契約手続の参加希望者（有資格業者、資格申請を検討している者）に、契約手続の参加に向けた準備を進めていただくため、基本的な工事条件や契約手続等の案の内容を公表するため、平成26年12月1日に工事説明会を開催した。

説明会における説明内容は以下のとおり。

- ・工事条件（案）について
- ・契約手続（案）について
- ・首都高検討資料（案）【参考】について
- ・基本条件図書、参考図書目次（案）について

4. 公示内容の確認

(1) 公示内容確認の概要

本工事の契約手続を行うにあたり、技術審査委員会にて公示内容を作成し、技術評価検討委員会に報告し、以下の事項について確認された。その確認を踏まえ、契約手続審査委員会にて公示内容を決定した。

- ・工事内容
- ・契約手続方式の適用性
- ・技術提案範囲及び技術提案評価項目

(2) 公示

技術評価検討委員会にて公示内容について確認された後、平成27年1月27日に工事の公示を行い、競争参加資格確認申請書の提出を招請した。

5. 技術提案書等作成説明会の開催

(1) 技術提案書等作成説明会の開催概要

本工事の契約手続の参加希望者（有資格業者、資格申請を検討している者）に、技術提案書、工事費内訳書及び申請書等の作成説明会を平成27年2月2日に開催した。

説明会における説明内容は以下のとおり。

- ・工事概要について
- ・契約手続について
- ・技術提案書等作成について
- ・基本条件図書、参考図書について

6. 質問書の受領・回答

(1) 質問書の受領

技術提案書等作成に係る質問について、提出期限を平成27年2月3日から平成27年2月9日までとして受領した。質問については、287問の質問が提出された。

(2) 質問書の回答

提出された質問について、技術審査委員会にて回答内容の確認を行い、平成27年2月17日から平成27年4月10日まで資料閲覧にて、回答を公表した。

7. 競争参加資格確認

(1) 競争参加資格確認の概要

競争参加資格の確認は、「土木工事を施工する者」、「鋼橋工事を施工する者」及び「プレストレストコンクリート橋工事を施工する者」について、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを確認した。

(2) 確認結果

平成27年2月23日までに、共同企業体を構成した2者の応募があった。この2者より提出された競争参加資格確認申請書について技術審査委員会及び契約手続審査委員会にて確認を行った結果、説明書に示した競争参加資格を2者共に満たしており、平成27年3月2日に競争参加資格確認結果及び技術提案書提出要請書の通知を行った。

8. 技術対話

(1) 技術提案書の受領

技術提案範囲については、「工事目的物（迂回路を含む）の構造・施工方法(水管橋の構造は除く。）」とし、技術提案評価項目は以下のとおりとした。

- ①現場施工に関する工夫
- ②構造仕様に関する工夫
- ③周辺環境への配慮

技術提案書は、技術提案書提出要請を行った2者から受領した。技術提案書の提出があった2者に対して技術対話を行い、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行った。技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設け、平成27年5月8日に改善された最終技術提案書を2者から受領した。

(2) 技術対話の概要

【第1回、第2回技術対話】

○技術提案の内容及び前提条件、適用条件、検証内容等について確認及び質問

- ・全体構造計画の内容及び根拠等（構造の成立性、妥当性の確認含む）
- ・全体施工計画、工程の内容及び根拠等（施工計画及び工程の妥当性の確認含む）
- ・各技術提案の内容、各種条件、有用性等

○技術提案が要件に対して過度な提案、技術提案が不適切なもの等について改善を要求改善を求めた、技術提案内容は以下のとおり。

[技術提案が要件に対して過度な提案]

- ・過度な塗装の増塗りを提案
- ・迂回路の供用年数に対して、過度に長期間の耐用年数を設定した提案

[技術提案が不適切なもの]

- ・関係機関協議の結果により履行不可能となる可能性がある提案

[その他]

- ・基本条件図書記載事項と不整合のある提案
- ・当該工事における有用性が不明確な提案

【第3回技術対話】

○質問した項目についての回答確認と追加質問

○第2回で改善を要求した提案内容の確認及び質問

- ・技術提案の削除の確認
- ・技術提案の代替提案の確認

【第4回技術対話】

○第3回の質問に対する回答の確認及び改善された技術提案内容の最終内容確認

9. 技術審査

(1) 実施方法

最終技術提案書の審査は、技術審査委員会にて実施し、技術評価結果を決定した。技術評価結果等を技術評価検討委員会に報告し、技術審査及び技術評価結果の妥当性が確認された。その確認を踏まえ、契約手続審査委員会にて優先交渉権者及び次順位以下の交渉権者を決定した。

技術評価検討委員会にて技術評価結果等の妥当性が確認され、契約手続審査委員会にて優先交渉権者を決定した後、平成 27 年 5 月 22 日に優先交渉権者決定書の通知を行った。

(2) 技術審査概要

【技術提案の分類】

最終技術提案書の技術審査は、提出された全ての技術提案を公示時の説明書に記載した評価項目毎に評価細目別に分類し、評価細目単位で本工事の適用性及び効果を考慮し、技術提案を 4 段階で評価し、点数化した。

【技術評価点の決定】

点数化した評価細目毎の評価を平均し、評価項目毎に公示時の説明書に記載した以下の 4 段階評価で技術評価点を決定した。

【S】	本工事への適用性及び効果が極めて高く期待でき、その内容に対し具体的にわかりやすく記述されている。
【A】	本工事への適用性及び効果が大きい期待でき、その内容に対し具体的に記述されている。
【B】	本工事への適用性及び効果が期待でき、その内容に対し具体的に記述されている。
【C】	上記以外の一般的な提案や本工事への適用性、効果の確認ができない提案等。

(3) 評価項目の配点と審査結果

技術を総合的に評価する項目			A者	B者
評価項目	具体的な評価項目			
現場施工に関する工夫 (120点)	①工程管理 (60点)	・工程遵守のための工夫 ・工程遅延時に対する工程回復策	40点	40点
	②工程短縮 (30点)	・2020年東京五輪までの早期の現道からの交通切り替え及び早期の更新完了に関する工夫 ・八潮連絡路の通行止め期間の短縮に関する工夫	20点	30点
	③品質管理及び安全管理等 (30点)	・施工計画における特筆すべき配慮・工夫	10点	10点
構造仕様に関する工夫 (120点)	④耐久性の確保 (60点)	・本体構造における、100年間の耐久性確保、確実な耐震性確保に関する工夫 ・迂回路における、供用期間中の耐久性確保、確実な耐震性確保に関する工夫	40点	20点
	⑤維持管理性の確保 (60点)	・本体構造及び迂回路における、維持管理(点検・補修・改良等)の容易性、維持管理費の縮減に関する工夫	40点	20点
周辺環境への配慮 (60点)	⑥安全対策 (30点)	・工事中の近接・交差構造物への影響回避に関する工夫 ・工事中の高速道路、モノレールの安全確保に関する工夫	30点	10点
	⑦環境及び景観性への配慮 (30点)	・工事中の沿道環境及び海洋環境への配慮に関する工夫 ・工事中及び供用後における、沿道、高速道路、モノレールからの景観性に関する工夫	10点	10点
合計 (300点)			190点	140点

A者：大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地 JV

B者：鹿島・前田・五洋・JFE・IHI・横河 JV

JV：高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新異工種建設工事共同企業体

10. 価格等交渉

(1) 工事費内訳書の受領

平成27年5月26日に優先交渉権者から工事費内訳書を受領した。

価格等交渉を通じて、工事費内訳書について改善の余地がある場合には、優先交渉権者に工事費内訳書の見直しの機会を設け、交渉において、工事費内訳書の内容を変更する場合は、交渉価格書の提出を依頼した。なお、交渉価格書の金額は、提出された工事費内訳書の総額以下でなければならない。

(2) 価格等交渉の概要

価格等交渉については、平成27年5月27日～6月30日において、計8回行い、優先交渉権者と施工方法等の確認を行い、その後に確認された施工方法等に基づき価格交渉を実施した。価格交渉は、施工方法等の確認結果を踏まえて、首都高速道路(株)において目標工事額を設定したうえで、優先交渉権者から提出された工事費内訳書を用いて構造・施工方法の内容、工事費内訳書における施工条件等を確認し、双方の積算条件に相異がないこと、交渉価格書の総額の妥当性を確認し、交渉を終了した。

なお、交渉の過程において、交渉価格書を2回受領した。

【第1回～第6回価格等交渉】

○優先交渉権者の技術提案に基づき、施工方法、積算条件等の確認
具体確認項目

- ・ 構造・施工方法の内容と対応する工事費内訳書における施工条件
- ・ 工事費内訳書の積算手法（間接費含）
- ・ 施工計画と工事費内訳書との相異内容
- ・ 公示時条件と工事費内訳書の相異内容
- ・ 数量、単価等（違算等の確認）

確認できた具体的な内容は、以下のとおり。

- ・ 施工内容と工事費内訳書に相異のある項目は再確認
(例：Ⅱ期施工鋼管矢板基礎の施工方法の再確認、施工機械の運搬回数の再確認、特殊車両の使用条件の再確認等全9項目)
- ・ 公示時条件において計上対象外の項目は削除
(例：迂回路遮音壁、迂回路の点検費用、土砂捨場代等の削除等全5項目)
- ・ 公示時条件に基づき数量等再確認
(例：交通誘導員の数量再確認、廃材捨場代単価の再確認等全4項目)

【第7回、第8回価格等交渉】

○価格交渉

施工方法等の確認結果を踏まえて、首都高速道路株式会社工事設計積算基準[土木編]等に基づき、目標工事額を設定し、目標工事額を構成する材料単価、施工能率等の詳細に渡り価格交渉を行った。

平成27年5月27日～6月30日における、計8回の施工方法等の確認及び価格交渉の結果、双方において積算条件に相異がないこと、交渉価格書の総額の妥当性を確認出来たものと判断し、交渉を終了。なお、交渉結果による設計変更条件については、双方確認を行い、特記仕様書に追記した（全18項目追記）。

1.1. 価格等交渉結果の確認

(1) 実施方法

技術審査委員会にて優先交渉権者との価格等交渉内容及び価格交渉結果の確認を行い、交渉が成立したことを決定した。技術評価検討委員会に交渉結果等を報告し、価格交渉内容、価格交渉結果の妥当性及び交渉成立の判断の妥当性が確認された。

(2) 予定価格の設定

技術評価検討委員会にて価格等交渉内容について確認された後、優先交渉権者の技術提案に対して、価格等交渉の中で合意した積算条件に基づき、積算を行い、予定価格を設定し、平成27年7月27日に見積要請書の通知を行った。

なお、予定価格は目標工事額から消費税及び地方消費税を除いた金額である。

(3) 見積合わせ

実施日時 平成27年7月30日（木）午前10時

1 2. 契約の相手方の決定

(1) 工事名

高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新工事

(2) 契約者

大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地
高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新異工種建設工事共同企業体

(3) 工事場所

東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで

(4) 工事請負契約締結日

平成27年8月5日

(5) 契約金額

予定価格 79,824,126,240 円（消費税及び地方消費税を含む。）
契約金額 79,812,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 工期

平成27年8月6日から平成37年7月31日

1.3. 総合講評

契約相手方として決定した、大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新異工種建設工事共同企業体（以下、「大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地JV」という。）は、現場施工に関する工夫、構造仕様に関する工夫、周辺環境への配慮において全体的に高い水準の技術提案となっていたが、特に構造仕様に関する工夫における耐久性の確保に関する工夫、維持管理性の確保に関する工夫及び周辺環境への配慮における安全対策に関する工夫において効果が期待された。

次点の者においても、全体的に高い水準の技術提案となっており、特に現場施工に関する工夫における工程管理・工程短縮に関する工夫において効果が期待されたが、大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地JVが最も高い評価となり、優先交渉権者と決定された。

優先交渉権者と決定された大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地JVとの価格交渉においては、8回に渡り、施工方法等の確認、見積もり条件等の確認及び価格交渉を重ねた結果、価格交渉が成立した。その後、首都高速道路株式会社が設定した予定価格以下の見積もりが提出された。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の交渉権者と価格交渉を行うこととしていたものである。

1.4. 個別講評

(1) 総評

高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新工事の技術提案書は2者から提出された。技術審査委員会において、本業務の内容に最も適した者を選定するため、技術提案書の提出者の技術提案内容の審査を行った。

審査は、最終技術提案書を基に行い、現場施工に関する工夫として「工程管理」、「工程短縮」、「品質管理及び安全管理等」を、構造仕様に関する工夫として「耐久性の確保」、「維持管理性の確保」を、周辺環境への配慮として「安全対策」、「環境及び景観性への配慮」の評価項目により行った。

(2) 技術提案に対する個別評価

（大林・清水・三井住友・東亜・青木あすなろ・川田・東骨・MMB・宮地JV）

- ・工程管理に関する工夫として、特に工事用動線の確保、天候等への配慮、工程回復に資する提案に対して効果が期待される。
- ・工程短縮に関する工夫として、特に基礎、桁、床版・高欄、鮫洲土工部、迂回路、八潮連結路に資する提案に対して効果が期待される。
- ・品質管理及び安全管理等に関する工夫として、特に鋼構造物、地盤改良の品質確保に資する工夫、施工時の安全管理に資する提案に対して効果が期待される。
- ・耐久性の確保に関する工夫として、特に橋脚、桁、床版・高欄、鮫洲土工部の耐久性確保に資する提案、橋梁、鮫洲土工部、迂回路の耐震性確保に資する提案に対して効果が期待される。
- ・維持管理性の確保に関する工夫として、特に桁、床版・高欄、鮫洲土工部、迂回路に資する提案に対して効果が期待される。
- ・安全対策に関する工夫として、特に近接・交差構造物への影響軽減に資する提案、高速道路、モノレールの安全確保に資する提案に対して効果が期待される。
- ・環境及び景観性への配慮に関する工夫として、特に海洋環境への配慮に資する提案に対して効果が期待される。

（鹿島・前田・五洋・JFE・IHI・横河JV）

- ・工程管理に関する工夫として、特に工事用動線の確保、地盤の不確実性への配慮、地中障害物への配慮、資機材等の調達、対外調整への配慮、天候等への配慮に資する提案に対して効果が期待される。
- ・工程短縮に関する工夫として、特に橋脚、桁、床版・高欄、迂回路、工事用動線、八潮連結路に資する提案に対して効果が期待される。
- ・品質管理及び安全管理等に関する工夫として、特に鋼構造物、コンクリート構造物の品質確保に資する提案に対して効果が期待される。
- ・耐久性の確保に関する工夫として、特に橋脚、桁、床版・高欄の耐久性確保に資する提案、迂回路の耐震性確保に資する提案に対して効果が期待される。
- ・維持管理性の確保に関する工夫として、特に橋脚、床版・高欄に資する提案に対して効果が期待される。
- ・安全対策に関する工夫として、特に高速道路、モノレールの安全確保に資する提案に対して効果が期待される。
- ・環境及び景観性への配慮に関する工夫として、特に騒音・振動への配慮、周辺交通への配慮に資する提案に対して効果が期待される。

15. 技術評価検討委員会の開催日時及び確認事項

本工事の契約手続に当たっては、中立かつ公正な立場で審査を行うため、学識経験者で構成する「高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新工事 技術評価検討委員会」を設置した。

技術評価検討委員会は、計3回開催し、工事内容の確認、契約手続方法の確認、技術提案内容の確認、技術審査及び技術評価の結果並びに技術評価点順位の妥当性の確認、優先交渉権者との価格交渉内容及び結果の妥当性の確認、価格交渉成立の判断の確認、公表内容の確認等を行った。

各委員会の開催日時及び各委員会における確認事項は以下のとおり。

【第1回技術評価検討委員会】

開催日時：平成26年12月25日（木）15：00～17：30

場 所：首都高速道路株式会社 本社9階会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 委員会設立趣意書、委員会規約の確認
- 工事内容の確認
- 契約手続方式の適用性の確認
- 技術提案範囲及び技術提案評価項目の確認

【第2回技術評価検討委員会】

開催日時：平成27年5月19日（火）10：00～12：00

場 所：首都高速道路株式会社 本社9階会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 最終技術提案内容の確認
- 技術審査及び技術評価結果の妥当性の確認

【第3回技術評価検討委員会】

開催日時：平成27年7月23日（木）14：00～15：00

場 所：首都高速道路株式会社 本社9階会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 優先交渉権者との価格交渉内容の確認
- 価格交渉結果及び交渉成立の妥当性の確認
- 公表内容の確認